

## 審議結果（令和 7 年度第 2 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 7 年 11 月 25 日（火曜日）18 時 30 分から 19 時 55 分まで

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、藤井 恵介委員、瀬谷 愛委員、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、内田 青蔵委員、安室 知委員、鈴木 淳委員【副会長】、中島 圭一委員、長崎 潤一委員、寺前 直人委員、青木 敬委員、河潟 俊吾委員、金子 弥生委員、倉田 薫子委員（15 名出席）

次回開催予定日

令和 8 年 2 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

時間になりましたので、ただいまより令和 7 年度第 2 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。なお、本日の審議会につきましては、前回同様、対面の会議形式と web 会議形式の併用で開催させていただいています。

それでは、開会に先立ちまして定足数の確認をいたします。本日の審議会は、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づく定足数 9 名のところ、会場には 5 名、web 上では 10 名、計 15 名の委員の方に御出席いただいておりますので成立しております。

ここからの議事の進行は浅見会長にお願いいたします。

(浅見会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。

本日の議事につきましては、部会報告の後、諮問事項が1件、協議事項が2件、報告事項が2件予定されています。

これらのうち、諮問事項の「県指定重要文化財の指定の諮問について」及び協議事項の「近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取の方法について」は未成熟事項であること、また、協議事項の「県指定文化財等の保存活用について」は、内部検討中の補助事業にかかることから非公開としたいと考えています。それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等はございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

御異議がないようでしたら、そのように進めさせていただきます。本日の傍聴者はおりますか。

(事務局)

傍聴者はありません。

(浅見会長)

傍聴者はいないとのことなので、このまま進めさせていただきます。

---

<議事概要箇所>

○部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

○諮問事項ア 県指定重要文化財の諮問について

- ・県教育委員会教育長からの諮問書が文化遺産課長から浅見会長に手交された。
- ・事務局から諮問案件について概要説明が行われ、協議を行った結果、第1部会に調査を付託することとなった。

○協議事項ア 近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取の方法について

近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取の方法について事務局から説明が行われ、協議を行った結果、了承された。

○協議事項イ 県指定重要文化財等の保存活用について

県指定重要文化財等の保存活用について、各部会から検討結果が報告された後、事務局から今後の予算編成予定等を説明し了承された。

---

次に報告事項ア「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

調整・世界遺産登録推進グループの萩原から御説明いたします。報告資料1を御覧ください。

国指定史跡の追加指定についてです。こちらにつきましては令和7年度第1回審議会において、答申について御説明させていただいておりますので詳細につきましては省略させていただきますが、簡単に御説明いたします。

国の文化審議会は、令和7年6月20日に開催された同審議会文化財分科会の審議議決を経まして、国史跡小田原城跡について、指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申し、文部科学省は、令和7年9月18日付け官報によって、国史跡小田原城跡について、指定地の範囲を審査する旨の補助を行いました。

なお、現在の本県の国指定史跡名勝天然記念物は、累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となります。以下につきましては第1回審議会において既に報告させていただいておりますので省略します。

続きまして調整・世界遺産登録推進グループの羽入より、国登録有形文化財の新規登録について御説明します。報告資料1 3ページからの項番2を御覧ください。

文部科学省は令和7年8月6日付け官報において、「旧松野家住宅主屋」ほか4件を登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。これにより、本県の国登録有形文化財（建造物）は、現在、累計で343件となっております。

新たに登録となった5件の詳細につきましては、前回審議会にて御説明したとおりとなりますので、今回は省略させていただきます。資料3ページから5ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

また、資料への記載は間に合いませんでしたが、令和7年11月17日付け官報告示にて、同じく前回の第1回審議会にて答申の御報告をした箱根町の「観山亭主屋」及び「湯殿」の2件が登録となりました。こちらは次回の審議会にて改めて御報告いたします。

このほか、現時点で国の文化審議会に答申された新規登録候補はございませんが、新たに答申されましたら、今後の審議会にて御報告いたします。報告事項アの説明は以上となります。

(浅見会長)

以上の説明について、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項イ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告させていただきます。報告資料2を御覧ください。令和7年7月1日から10月31日までの間に、現状変更許可申請書を収受した県指定史跡河村城跡ほか8件について、次の表に記載の理由から条件を付して許可しましたので報告します。実施場所等の詳細は別紙を御参照ください。

項番 1、史跡河村城跡について。こちらは毎年御報告させていただいていますが、テント及びタープの設置を行いました。

マルシェ・フリーマーケットの開催に伴うテント及びタープの設置のため、金属杭の打設を行います。遺構面までは、保護層を 35 cm 以上確保しているため、地下遺構への影響は軽微であると判断されます。また、イベント実施に伴い 2 日間のみ実施するもので、一時的なものであり、景観への影響は軽微であると判断されます。なお、許可条件として、施工にあたっては、山北町教育委員会職員の立会いを求めています。

項番 2、史跡 早川城跡です。こちらは綾瀬市に所在しておりますが、場内の看板改修工事を行うものです。

既存の解説看板の基礎部分の木材や屋根材が腐朽しているため、改修工事を行います。工事に伴い幅 70 cm、地表下 60 cm の掘削が生じますが、既存看板設置時の掘削範囲に収まるため、地下遺構への影響はないと判断されます。また、景観についても、看板自体は文面・デザインの変更を行わないため、影響も軽微であると考えられます。なお、許可条件として、施工にあたっては、綾瀬市職員の立会いを求めています。

項番 3、天然記念物日向薬師の寺林です。

こちら伊勢原市に所在しておりますが、本堂の裏に所在する樹木 1 本モミの木が、倒木する恐れがあり、倒木すると本堂に影響を及ぼす可能性があるため伐採を行うものです。こちらにつきましても、本堂の安全管理上等から、やむを得ないものと判断するため、現状変更の許可をいたしました。なお、施工にあたっては伊勢原市教育委員会の現場立ち会いを求めています。

項番 4、天然記念物大磯高麗山の自然林です。

治山工事のため簡易法枠工 (89.6 m<sup>2</sup>) 及び広葉樹 1 本の伐採を行うものです。現状、簡易法枠工を行う斜面では岩盤が露出しており緑化の予定はなく、また、既に法面では土砂崩落が起きており、近隣の住宅の安全が危ぶまれる状況です。そのため安全管理上、維持管理上必要な作業と考えられるため許可をいたします。実施にあたっては大磯町教育委員会職員の立会を求めています。

項番 5、同じく大磯高麗山の自然林です。

こちらは丸太柵の設置及び危険木の伐採を行うものです。自然林の園路部分に隣接しており、来園者の安全を守るために丸太柵の設置及び危険性のある樹木を伐採します。こちらにつきましても、安全管理・維持管理上必要な作業であると考えられることから許可はやむを得ないと判断し許可いたしました。同じく大磯町教育委員会職員の立会を求めています。

調整・世界遺産登録推進グループの谷口から報告します。項番 6、天然記念物東高根のシラカシ林です。

これは、県の川崎治水センターが申請・管理者となっております。シラカシ林が広く公園となっておりますが、そのシラカシ林の維持管理作業に伴う現状変更です。モウソウチク、シュロ等の除去、枯損木の処理及び枯枝除去、ナラ枯れ防止トラップの設置を行うもので、ここ数年継続して行っているものです。

ナラ枯れも神奈川県では峠を越えたと言われていますが、まだまだ対策を要することから引き続きこういった措置を行っています。実施にあたっては、川崎市教育委員会職員の立会い及び指示を受けることを条件に許可したものです。

調整・世界遺産登録推進グループの羽入より有形文化財の現状変更について御説明いたします。報告資料2、3ページ目の項番7から御覧ください。

項番7、県指定重要文化財「神奈川県立図書館」において、一時的に執務場所となっている1階閲覧室への直射日光の影響が大きく、業務に支障をきたすことから、遮光ネットを一時的に設置するものです。

これは現状変更許可を受けないまま設置されたことが後に判明したのですが、ネットを設置するためにビスを打設した外部窓サッシが当初のものではないことと、ネットの設置は図書館の改修工事が終了するまでの一時的なものであり、改修工事中に撤去し、打設穴を復旧することから、やむを得ないと判断し、記載の理由と許可条件をもって許可しました。ただし、今後同様のことがないよう、許可書に注意事項を付しています。

続きまして項番8は、県指定重要文化財「五姓田義松作品」全643点中16点について、額に入っておらず不安定な状態であることから、作品安定化を目的とし、額装又はマット装丁を行うものです。また、装丁前にクリーニング等を行います。第一部会の瀬谷先生にも御相談の上、記載の理由と許可条件をもって許可しました。

最後の項番9は、項番7でもお話ししました、神奈川県立図書館の改修工事です。

こちらは前回の文化財保護審議会本会にて御説明した内容で、竣工当時の姿の復元、建物の機能強化及び図書館としての施設活用を柱とした改修工事を行います。前回の審議会にて御承認いただいたため、記載の理由と許可条件をもって許可しました。

報告事項イ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」は以上となります。

(浅見会長)

以上の説明について、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは以上で予定していた議題については、終了いたします。

次に「その他」ですが、委員の皆さん何かありますでしょうか。

特になければ事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

2点ございます。

1点目は委員の改選についてです。当審議会の任期は2年であり、令和6年4月11日から令和8年4月10日までとなっているため、来年度は委員の改選があります。なお、本県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づき、委員の在任期間は原則10年まで、最大でも12年とまで規定されています。

委員在任期間が任期を迎える先生に対しては、後日、事務局より個別に改選に伴う後任委員の候補等について御相談させていただき、御承知おきくださいますようお願いいたします。また、在任期間が満期を迎えない先生に対しては、引き続き御指導を賜りたく、再任のお願い

いをさせていただく予定です。何卒よろしくお願いいたします。

2点目は、次回の日程をお決めいただければと思います。

(浅見会長)

事務局に案はありますか。

(事務局)

2月中旬から下旬、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(浅見会長)

ただ今、事務局から2月中旬から下旬という提案がありましたが良いでしょうか。

それでは、2月中旬から下旬とする方向で、事務局で調整することといたします。

(事務局)

後日、事務局より日程調整の御連絡を差し上げますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

(浅見会長)

それでは、令和7年度第2回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。